

医師の働き方改革に関する 特例水準指定申請スケジュールについて

医師の働き方改革に係る県内の状況など

① 特例水準指定申請予定は8医療機関

	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
大津赤十字病院	○		○	
滋賀医科大学医学部附属病院		○		
済生会滋賀県病院	○			
県立総合病院	○			
近江八幡市立総合医療センター	○			
彦根市立病院	○			
長浜赤十字病院	○			
市立長浜病院	○		○	
特例水準指定申請病院数	7	1	2	0

② 特例水準指定申請を予定していない医療機関にも再確認予定

○1月に県内全病院、有床診療所、医師会等関係機関あてに「医師の働き方改革に向けた準備は万全ですか？」のチラシを勤改センターから送付。
⇒1件も反応なし。

○県から、改めて特例水準申請を予定していない医療機関に再確認予定。
・宿日直許可の取得状況。
・960時間超えの医師の有無。
・特例水準の申請をしないことで、令和6年4月からの時間外労働時間上限規制後に診療の縮小や廃止など、地域医療に影響を与える恐れがないか。

病院・有床診療所の管理者様へ

医師の働き方改革に向けた準備は万全ですか？

令和6年4月1日から、医師の時間外・休日労働上限規制が適用されます。罰則規定も設けられ、医療提供体制を最小せざるを得ない事態も起こります。まずは、以下の3つのポイントを確認してください。

<p>年間の時間外労働時間(残業・残業代含む)が、960時間を超える医師がいる</p>	<p>大学病院等から医師の派遣を受けて宿日直をもらっている</p>	<p>宿日直許可を取っていない</p>
--	--	----------------------------

<p>960時間を超える場合は、特例水準(時間外労働時間上限が年間1,960時間の指定申請が必要)になります。</p>	<p>宿日直許可がない勤務は時間外労働としてカウントされ、派遣元の大学病院等での時間外労働に課税されます。 派遣元から報酬を請求できなくなってしまう恐れがあるため、宿日直許可の取得が必要です。</p>
---	--

上記に一つでも当てはまる場合は、**滋賀県医療勤務環境改善支援センター**へ必ずご相談ください。

滋賀県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)では、医療機関の宿日直許可申請に関する支援を優先課題の一つとして、

- ・宿日直勤務についての勤務加給・労働条件などの見直しの相談
- ・労働基準監督署の行う宿日直許可・許可基準についての相談
- ・労働基準監督署に許可を申請する際の事前調査、出席しての相談に対応しています。

専門の労務管理アドバイザー(社労士)を無料で派遣しますので、お気軽にご相談ください。

宿日直検討の際のポイント

- ① 通常勤務の拘束から完全に開放された後のもの(通常勤務の継続ではない)
- ② 一般の宿日直業務以外は、特別な措置を必要としない程度。夜間勤務又は長時間の業務に係る
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとれること
- ④ 原則、宿直勤務は月1回、日直勤務は月1回を限度とする
- ⑤ 宿日直手当は、同様の労働条件の1/3以上

※宿日直許可、宿直料、残業、時間外手当等については、労働時間外労働を指し、通常勤務の業務に属する場合は、通常の業務手当が適用されます。

電話でもメールでもご相談いただけます

【問い合わせ先】
滋賀県医療勤務環境改善支援センター
〒220-8688
滋賀県大津市京町5丁目3-28 滋賀県厚生労働局
TEL: 077-550-3164(月～金 9時～17時)
E-mail: shikagoken@shikagoken.jp
HP: http://shikagoken.jp/04_02/0403/
※ホームページでご覧いただけます。

特例水準指定のスケジュール

R4.10～

R5.4～(予定)

R6.4

医療機関

① 医師労働時間短縮計画作成

② 評価センター評価受審

④ 評価センター結果受領

⑤ 指定申請提出

⑨ 指定結果受領

評価センター

※日本医師会

③ 調査、評価
(受付から承認まで6カ月を想定)

県

勤務環境改善
支援センター
による支援

④ 評価センター
結果受領

⑥ 指定申請
受付

⑦ 医療審議会
意見聴取

⑦ 地域医療
対策協議会
意見聴取

⑧ 指定結果
通知

⑩ 指定公示
評価公表

勤務時間の上限規制
施行